

緩衝地帯整備事業(補助金)

野生のイノシシは非常に警戒心が強く、人間から自分の姿が見えてしまうことを嫌います。

イノシシのひそみ場となっているような森林を整備し、緩衝地帯(※)とすることでイノシシが地域へ侵入することを防ぎます。

※ 緩衝地帯…有害鳥獣の生息域と人里を隔てるための整備地帯で「バッファゾーン」とも呼ばれています。

整備イメージ



補助対象は

- 自治会・町内会に対し、
森林組合等が行う整備(山際森林の伐採・下草刈り等)の費用を補助します。

※ 補助上限額 250 万円まで

補助にあたっては

- 0.3ha 以上(一団の土地)の整備を行ってください。
- 森林所有者すべての同意をもらってください。

緩衝地帯整備までの流れ ※時期や内容は目安です

7～8月	出前講座の開催(獣害STOPセミナー) 被害地域の現地確認(集落实態調査)
9月～10月	施業方法の検討 森林所有者の探索～地域の合意形成
11月～2月	施業
3月	完了報告(事業完了)

【まずはご相談ください】

福山市 農林水産課(林務担当)

☎(084)928-1033 / Fax(084)927-7021

E-Mail : nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp